

28産労農安第1138号
平成29年2月 7日

生活文化局私学部私学行政課長 } 殿
教育庁総務部総務課長

産業労働局農林水産部食料安全課長
(公印省略)

都内死亡野鳥でA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性が確認された事例に伴う飼養衛生管理の再徹底について(依頼)

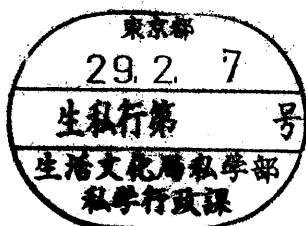
日頃より、当局の家畜衛生行政に御理解いただき御礼申し上げます。

標記の件について、2月3日に足立区で回収されたオナガガモ(死亡個体)1体に対し、2月7日に国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性と判明しました。

現時点ではウイルスの病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された訳ではありません。しかし、全国各地の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されていること、家きんにおいては7道府県で本病が発生している事実を鑑み、家きん飼養場所へのウイルス侵入に対し一層の警戒が必要です。

そのため、学校等で家きんの管理をされる方は別添「高病原性鳥インフルエンザから家きんを守るために」をご参照の上、適切な飼養衛生管理に努めていただきますよう、所管の学校等への周知について御協力方よろしく申し上げます。

なお、鳥インフルエンザは、国内の野鳥で発生があっても、直ちに学校等で飼育している家きんに感染するものではありませんので、冷静なご対応をお願いいたします。



【担当】
産業労働局農林水産部
食料安全課動物薬事衛生担当 南波・山本
電 話：03-5320-4845
(内 線) 37-391
ファクシミリ：03-5388-1456